

#### 4. ロールプレイングの概要（1）

テーマ	Contemporary Culture
参加者	日本青年14名、外国青年11名
トピック	挨拶とエチケット
成 索	

##### 1. 訪問国での現状

<挨拶>初対面では握手、2回目以降はハグを交わす。

<謝罪>友人に対しても目上の人に対しても声のトーンは低めで、言葉を以って謝罪の意を示すため、口数が多くなる。頭を下げることもある。

##### 2. 日本での現状

<挨拶>女性同士では、手や体の動きが多く見られるのに対し、男性同士では動きがあまり見られない上に、互いの間にある程度の距離を保つ。目上の人に対しては、お辞儀が欠かせない。

<謝罪>友人に対しては、手をあわせて謝る。フォーマルな場面では、何回も頭を下げ、声のトーンは低め。下げる頭の角度が深ければ深いほど、謝罪の意が強い。

##### 3. 上記現状をふまえた上で意見交換の内容

主に上記に関して互いを比較し、また上記のエチケットを含め、「エチケットが自分の行動にどう影響しているか」というファシリテーターの投げかけに対し、握手やハグをする習慣はアメリカと似ており、日本との共通点は、頭を下げる習慣がリトアニアにもあること。謝罪においては、土下座の習慣こそリトアニアにはないものの、2国間で大きな違いはないという意見も出た。フォーマルな場面では相手と一定の距離を保ち、インフォーマルな場面では距離が近くなることも共通点である。

また、リトアニア青年においては、エチケットはルールであるという考えがあり、それは服装、食事の際や目上の人に対する礼儀作法に影響するという意見があった。日本青年においては、エチケットが社会秩序であるという考え方の下、敬意を表すため、相手が友人の場合と目上の人の場合で所作が変わり、また話し方（敬語など）にも影響しているという意見が出た。

##### 4. 発表の内容

- ・若い世代は挨拶やエチケットに無頓着であるが、それはまだ社会を知らない「移行期間」だからである。
- ・また、現代の核家族化が、若い世代に挨拶やエチケットが引き継がれていないという問題の一つの要因でもある。
- ・エチケットに関して、日本青年が「社会秩序」という単語で置き換えたが、それは敬意を表し、また、社会の決まりに従うという意味が含まれており、リトアニア人が「ルール」と考えることに類似性がみられる。

## 4. ロールプレイングの概要（2）

テーマ	Contemporary Culture
参加者	日本青年14名、外国青年11名
トピック	就職活動
成 果	

### 1. 訪問国での現状

就職活動を行う時期は特に決まっておらず、企業が募集するポストに申し込むのが一般的である。また、大学卒業後に就職活動を始める。EU加盟国であるため、高賃金を求めて海外で就職する者も増加している。それに伴い、国内産業が発展しないという問題も起こっている。

### 2. 日本での現状

就職活動を行う時期は決まっており、ポストではなく、企業に対し応募する。新卒の需要が高いため、大学在籍中に就職活動を行い、大学3年次頃から準備を開始するのが一般的である。

### 3. 上記現状をふまえた上で意見交換の内容

日本とリトアニアにおける就職活動の違いが主な論点だった。最も異なる点は就職活動の時期であり、リトアニア青年からは大学生は卒業するまでは学間に集中するべきではないのかといった意見が出た。さらに、就活を行う際の身だしなみの違いについても話し合った。日本で皆が黒のリクルートスーツを着て、髪を黒く染めるなど、ルールが決まっているのは、社会でルールを守れることを証明するためだという意見が出た。リトアニアでは、面接時の服装はより自由で、個性を出せるという点で良いという意見も日本青年から出た。また、面接時に聞かれる質問についても違うことを話し合い、日本とリトアニアでは、企業が重視するポイントが異なることが分かった。

### 4. 発表の内容

発表では、リトアニア青年と日本青年を混合した六つの小グループに分け、それぞれのグループが設定された題に沿って寸劇を行った。例えば、最も日本らしい面接、最もリトアニアらしい面接、外国人と現地人による面接などである。面接のロールプレイングを通して、互いの就職活動の行き方の違いや文化の相違点に対し理解を深めることができた。

## 就職活動のロールプレイングについての感想

才木 瞳美・塩田 貴子

才木 瞳美

私たちは「日本とリトアニアの就職活動」について理解を深めた。お互いの国の就職活動を知るために、私たちはグループに分かれ、テーマに沿って演劇を披露するという課題が与えられた。私のグループは日本の就職活動について披露した。劇の内容としては、架空の日系IT企業の面接に就職活動中の学生が参加し、内々定を得るというものだ。しかし、内々定の通知には、学生の希望とは全く異なる勤務予定地が記されていたが、学生は内々定の欲しさに企業の意向を承諾してしまうという結末を演じた。

日本とリトアニアにおける就職活動の在り方について現地青年とディスカッションする中で、両国間には制度や面接の行い方なども含め、多くの違いがあることが分かった。意見交換を通して、日本では就職活動を行う時期が決まっていることや面接時におけるルールが厳しいことなど、世界的にも独自性が強いことを感じた。また、就活の違いに現れる両国の文化の違いや雇用制度の違いについても理解を深めることができ、とても有意義であった。

私は、リトアニアを訪問する前から、現地青年と様々

私のグループがこの劇を通じて伝えたかったことは、「日本は企業に就職するのに対し、リトアニアではポジションに就職する」ということだ。日本には、終身雇用・年功序列の名残がある企業が多く、新卒入社した企業で働き続ける人も多い。一方で、リトアニアでは、マネージャーなどのポジションに関して求人情報が出るため、より良い職位を求めて転職をすることも多いという。両者の働き方に優劣をつけることはできないが、将来、どちらの働き方も選択しやすい世の中になることを願う。

塩田 貴子

な分野についてディスカッションを行うのを楽しみにしていた。実際に意見交換をする中で、彼らの高い英語力・発言力・豊富な知識量に圧倒されたが、より自身の英語力とディスカッション・スキルを向上させるために努力していくことを決意する機会になった。また、現地青年一人一人が、リトアニアの歴史や社会情勢についてとても詳しく、自国についていきいきと語る姿に感銘を受けた。今私も日本の魅力や伝統を海外の人に積極的に伝えていけるよう、勉強を進めていきたい。



## 5. ディベートの概要

テーマ	Contemporary Culture
参加者	日本青年7名、外国青年6名
トピック	「人は自殺する権利がある」賛成派
成 果	
「人は自殺する権利がある」賛成のために、社会的、倫理的、法的、宗教的な四つの観点から検討した。	
<b>1. 社会的観点</b>	
リトアニアでも日本でも経済不況に陥ったとき、生活難のため死を選択せざるを得ない人々が存在する。リトアニアでは、中高年の自殺率の高さがとりわけ問題となっている。翻って日本では、小さな社会的集団に属していることが生きづらさを招いている。学生は、失敗のあと逃げ場がないと感じたり、社会人も職場と家の往復を繰り返したりすることで孤独に陥りやすいといえる。	
もし自殺を禁じれば、国にとっては精神的に病んだ人々への対処コストが発生しうる。個人レベルでは、死ぬことで救われると考える人々の権利がある。	
<b>2. 倫理的観点</b>	
人は生まれながらにして生きる権利と義務を持つというが、生きるか死ぬかを選ぶ権利も持つ。ロミオとジュリエットのように、望んだ感情によって死を選択することもある。	
<b>3. 宗教的観点</b>	
神道において、個人の権利として死ぬ選択は拒まれていない。カトリックにおける七つの大罪では、自殺は罪とされていない（聖書では禁止されている）。自殺を容認する宗教も存在するため、宗教的観点から自殺権利を広範に否定するのは難しい。	
<b>4. 法的観点</b>	
アメリカやカナダ、ドイツでは法律で自殺は容認されている。	
<b>5. 議論のまとめ</b>	
リトアニアと日本は社会状況も文化背景も全く異なるが、自殺は両国が抱える深刻な問題である。適切なアプローチによって状況の改善が図られることが望ましい。	
なお、判定は団長・副団長・現地コーディネーターによってなされ、賛成派が勝利した。	

## 5. ディベートの概要

テーマ	Contemporary Culture
参加者	日本青年7名、外国青年6名
トピック	「人は自殺する権利がある」反対派
成 果	

上記トピックを考える際の足掛かりとして、「道徳的観点」「宗教的観点」「法的観点」「社会的観点」の四つの側面から考察することが勧められた。

### 1. 道徳的観点から

必ず誰かから救いの手が差し伸べられるはずであるから、その前に自殺するべきではない。事実、世の中には人助けのために生涯を捧げている人も多くいる。

### 2. 宗教的観点から

キリスト教の教えによると、人の命は神から「与えられた」ものであり、自らの意志で得たものではない。従つて、その所与の命を拒絶する権利は人間ではなく、自殺することは永遠の死をもたらす大罪に当たる。

仏教や神道の教えでは自殺を禁じてはおらず、自殺が宗教上の罪とみなされることはない。なお切腹は宗教的な意味は持たず、自らの犯した罪を自らで償うための様式であり、罪人の名誉を尊重したものである。

### 3. 法的観点から

日本でもリトアニアでも、自殺そのものは違法ではないが、それはすでに絶命しているものを裁くことが不可能であるという消極的理由に基づくものではなかろうか。

自殺未遂や自殺帮助が違法とされるのは両国で共通しており、このことは法的に「自殺は好ましからざるもの」と認識されているからである。

重症患者の意思に基づき、延命治療を故意に中止する「積極的安楽死」については、ベルギーやオランダなど少数の国を除き、世界的に違法とされている。この判断が積極的安楽死は自殺に等しいとの認識に基づくものであるならば、自殺が否定的に捉えられていることの証左となる。

### 4. 社会的観点から

自殺により、家族や同僚など周囲の者に迷惑がかかるることは避けられない。また列車への飛び込み自殺などを行った場合は、当事者と無関係な乗客乗員らに多大な迷惑がかかるばかりか、家族などが事故への莫大な賠償金を払わねばならず、社会的に許容されるものではない。

### 5. 「自殺」と「犠牲的行為」のちがい

「自殺」と「犠牲的行為」は区別すべきであるとの意見も出された。例えば次のような事例は周囲に迷惑をかけないための犠牲的行為であると考えられる。

・敵軍に捉えられた兵士が、拷問を受けて機密事項を漏らさないために、自ら毒薬を服用した事例。

・重症患者が多額の医療費で家族に迷惑がかかることを申し訳なく思い、自死を選んだ事例。

なお政府などの機関に抗議するために焼身自殺を行った場合なども、利己的な理由で自殺した場合とは区別して考えられるべきであろう。